

## 松阪市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この松阪市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

### 1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

### 2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

**緊急耐震重点区域** : 松阪市全域

○対象住宅

- ・昭和56年5月以前に建築された住宅

### 3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

**取組期間** : 平成29年度～令和3年度(5年間)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
AP作成						
戸別訪問						

※過年度分

平成28年度に松阪市木造住宅耐震化等促進啓発業務により、一部地区は既に戸別訪問を実施済み。(昭和56年5月以前建築の木造住宅のみ)

### 4 戸別訪問の実施

津波浸水が想定される区域は特に耐震化が急務であることから、戸別訪問の実施は沿岸部より順次行う。

戸別訪問の手順は下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
  - 不在の場合は、資料をポストインする。
  - 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。
- ※木造住宅の戸別訪問を優先的に行うこととし、木造住宅の戸別訪問完了後、非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

### 5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 耐震補強相談会の実施
- 広報まつさかによる周知
- 自治会長会議での周知
- 防災訓練等の各種イベントにおける防災教育

### 6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、三重県及び特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会と連携して活動に取り組む。

### 7 具体的な取組内容について

#### ① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・「4 戸別訪問の実施」により実施する

## ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・ 耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。
- ・ 耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促す。

## ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・ 改修事業者の技術力（耐震改修方法、金融知識及び営業上の工夫等）向上に係る説明会等を行う。
- ・ ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。

## ④ 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・ 「5 その他の普及啓発活動」により実施する。
- ・ 庁舎等において、耐震化の必要性に係るブース展示を行う。

## 8 住宅耐震化に係る支援目標

- ・ 事業実績及び目標（件数）

木造住宅耐震化支援事業	H28	H29	H30	R1	R2	R3（目標）
耐震診断	200	300	450	400	346	300
耐震補強設計	11	3	5	4	1	8
耐震補強工事	13	1	2	4	2	8
除却工事		25	77	99	177	150

## 9 取組実績に関する自己評価

### ① 前年度（令和2年度）の取組実績

- ・ 木造住宅耐震化支援事業については前記による。
- ・ 7①関連：橋西地区、鵜地区、港地区（狹師町・町平尾町）、西黒部地区の2240戸を対象に個別訪問を実施した。
- ・ 7②関連：耐震診断事業の受託事業者である三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。また、上記、戸別訪問実施の際に、耐震診断後耐震改修を行っていない住宅にも訪問し耐震改修を促した。
- ・ 7③関連：ホームページにて改修事業者リスト（三重県木造住宅耐震促進協議会）の情報提供を行った。
- ・ 7④関連：広報誌による周知、自治会、地域の子供たちに対して出前講座等を行った。松阪公民館にて、耐震化を普及啓発するための展示を行った。

### 前年度（令和2年度）の課題

- ② 耐震診断は受けたものの、その後の耐震設計、補強工事に繋がるケースが少なく課題となっている。耐震診断だけで終わることなく、補強工事や除却工事等の次のステップに進んで頂くケースを増やすことが課題であると考えている。

### 令和3年度の取組方向

- ③ 除却工事の受付可能枠を増加したことにより、年度を跨ぐ補助金の申請待ちはある程度解消。設計及び補強工事の増加についても引き続き注力していく。